

審 査 基 準

平成 19 年 10 月 5 日作成

法 令 名： 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則
根 拠 条 項：第 7 条第 2 項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者講習修了証明書の再交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 第 7 条第 2 項
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14 日以内
申 請 先：富山県内の警察署
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係 (電話 076-441-2211 内線 3045)
備 考：

審 査 基 準

平成 19 年 10 月 5 日作成

法 令 名： 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則
根 拠 条 項：第 12 条第 2 項
処 分 の 概 要：機械警備業務管理者講習修了証明書の再交付
原権者（委任先）：富山県公安委員会
法 令 の 定 め： 第 12 条第 2 項
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14 日以内
申 請 先：富山県内の警察署
問 い 合 わ せ 先：富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係 (電話 076-441-2211 内線 3045)
備 考：